

平成 18 年 1 月 26 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三 様

環境影響評価審査会
会長 藤井 正美

C E F 南あわじウインドファーム事業に係る環境影響評価準備書の審査
について（答申）

平成 17 年 12 月 8 日付け諮問第 102 号で諮問のあった標記のことについて、下記のとおり答申します。

記

標記の事業については、風力発電所環境配慮暫定指導指針の経過措置案件であり、環境の保全と創造の観点から審査を行った。

風力発電所は、建設に際しての土地の改変面積が小さく、また稼働後の環境負荷が少ないことから、今後の環境適合型社会の形成に資する施設であり整備を推進すべきものである。

図書では、自然環境の一部を改変するものの、対象事業実施区域の変更により騒音の影響を低減する等の配慮を行うことから、環境への影響は回避・低減されているとしている。

しかしながら、対象事業実施区域の周辺地域は、淡路地域固有の地形・地質や植生等豊かな自然環境を擁し、これらを基盤とした生活が営まれている地域であることから、土地の改変や風力発電施設の建設により、自然環境や生活環境に影響を与えることも考えられる。

このため、事業の実施に当たっては、専門家の指導及び助言を受け、図書に記載されている環境保全措置を着実に実施するほか、実行可能なより良い技術の導入に努めるとともに、以下の点に留意する必要がある。

1 騒音

風力発電所の運転に伴う騒音については、影響はないと予測されているが、近傍の住宅地域において、一般騒音の環境基準（昼間 55dB、夜間 45dB）を達成させること。また、予測に当たり平均風速を採用しており、強風時において環境基準値を超過するおそれがあるため、供用後環境監視調査を実施し、環境影響の有無を検証すること。

2 動物

鳥類への影響については、風力発電施設の存在による移動経路の遮断・阻害やバードストライクへの影響は軽微としているが、淡路島は鳥類の生息地及びタカ類の渡りのルートでもあることから、供用後環境監視調査を実施し、必要に応じて環境保全措置を検討すること。

3 植物

建設用道路及び風力発電施設の建設位置等土地の改変部分についての植物相調査を事業実施前に実施するとともに、貴重種が確認された場合には、事業実施前に専門家の指導及び助言を受け、適切な措置を講じること。また、工事完了後裸地等の植栽による修復に努めること。

4 景観

稜線上に大規模な風力発電施設群が出現することから、その形状及び色彩等について検討し、周辺の景観との調和を図ること。また、検討に当たっては専門家の指導及び助言を受けること。

5 その他

環境監視調査結果については、適宜公表すること。また、現時点では予測できない事項や環境に著しい影響が生じるおそれがある場合には、関係機関と協議し、必要な措置を講じること。また、事業の実施に当たっては、事前に地域住民に十分説明を行うとともに、要望・苦情等に適切に対処すること。

(参考)

1 審議経過

年 月 日	審 議	審 議 事 項
平成 17 年 12 月 8 日	諮問	準備書の審査について諮問 (風力発電所部会に付託)
	部会	準備書について審議
平成 17 年 12 月 22 日	部会	準備書について審議
		答申案について審議
平成 18 年 1 月 26 日	答申	準備書の審査について答申

2 補足資料

- (1) CEF 南あわじウインドファーム事業に係る環境影響評価書確認種リスト【植
物・昆虫類】
- (2) 平成 17 年度新エネルギー事業者支援対策事業公募説明資料
- (3) CEF 南あわじウインドファーム事業に係る環境影響評価書審査会有識者意見
と事業者回答
- (4) CEF 南あわじウインドファーム事業に係る環境影響評価書審査会委員意見と
事業者回答
- (5) CEF 南あわじウインドファーム事業に係る環境影響準備書に相当する図書の
審査

3 環境影響評価審査会 委員（五十音順）

朝日 稔
遠藤 知二
大迫 義人
小谷 通泰
川井 浩史
北村 泰寿
澤木 昌典
菅原 正孝
田中 眞吾
田中 哲夫
田中 みさ子
辻 治雄
中瀬 勲
中辻 啓二
中野 加都子
錦織 千佳子
西村 多嘉子
服部 保
平松 幸三
藤井 正美（会長）
別府 庸子
檜村 久子
山口 克人（副会長兼風力発電所部会長）
山下 淳

印は、風力発電所部会委員